

豊橋市立小中学校長 様

豊橋市教育委員会  
教育長 山西 正泰

学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金の対象期間延長について（依頼）

学校給食の取り組みにつきまして、平素よりご協力をいただきありがとうございます。

物価高騰に直面する保護者の負担を軽減する取り組みとして、「令和6年1月分からの学校給食費の集金再開等について」（令和5年12月21日付5豊教保第361号）のとおり、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校（小学部・中学部）（以下「豊橋市立小中学校等」という）において実施する学校給食費の保護者負担軽減に併せて、「豊橋市学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金」の対象期間を延長します。

つきましては、保護者への周知とともに、給付金の交付申請等に係る対応をお願いします。

記

1 学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（就学援助等）について

(1) 対象者

児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所があり、かつ児童生徒が豊橋市立小中学校等に通学しており、令和6年1月から3月の各月1日時点で次のいずれかに該当する方

ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます

- ①就学援助の認定を受けている方
- ②特別支援教育就学奨励費の認定を受けている方

(2) 支給額

対象者	区分	支給額
①	小学校	月額2,400円 × 3か月 (最大7,200円)
	中学校	月額2,800円 × 3か月 (最大8,400円)
②	小学校	月額1,200円 × 3か月 (最大3,600円)
	中学校	月額1,400円 × 3か月 (最大4,200円)

※対象となった月数に、上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、令和6年2月までの2か月が対象

(3) 申請方法

すでに振込指定口座届出書（対象期間：令和5年4月～12月分）を提出済の方は、給付金の期間延長に係る新たな届出書の提出は不要です。

対象者	申請方法
①（保護者口座払い）	申請は不要です
①（学校長口座払い）	保護者は、振込指定口座届出書（様式第1号）を、1月22日までに学校へ提出。学校ごとに取りまとめ後、1月31日までに保健給食課へご提出ください。
②	申請は不要です

#### （4）給付金を希望しない場合

給付金を希望しない場合は、「受給拒否の届出書」（様式第2号）を、保護者は学校へ、令和6年1月22日までに提出。学校ごとに取りまとめ後、1月31日までに保健給食課へご提出ください。

また、対象の方で、「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（学校給食非喫食）」を申請する場合も同様にご提出ください。

#### （5）令和6年1月2日以降に認定を受けた場合

（1）①（学校長口座払い）、又は、（4）に該当する場合は、各月10日までに学校へ必要書類を提出。学校ごとに取りまとめ後、各月15日までに保健給食課へご提出ください。

最終提出期限は、3月11日までに学校へ提出。

#### （6）支払い

1月～3月分を、4月末に支払予定

## 2 学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（学校給食非喫食）について

### （1）対象者

令和6年1月から3月の間、各月1日時点で、次のいずれにも該当する方（各月2日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。）

①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含む。

②豊橋市立小中学校等に在籍している児童生徒の保護者。ただし、各月について1日も出席（校長が認める「出席扱い」を含む。※）できなかった場合は、対象外。

③「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（就学援助等）」を受給していない児童生徒の保護者。

※「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（就学援助等）」の対象となる方で、「学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金（学校給食非喫食）」を申請される方は、「受給拒否の届出書」（様式第2号）を併せて提出してください。

④給食を申し込んでいない、又は、「学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限る。

※給付金の対象期間延長により1月からの学校給食の停止を希望される場合は、学校が冬期休暇に入ることを考慮し、令和6年1月10日（水）までに在籍する学校に「学校給食停止届」をご提出いただくよう保護者あて文書に記載しております。

※請求時に、保護者との間で「出席扱い」の取り扱いについて疑義が生じてトラブルにならないよう、「出席扱い」と校長が認めたかどうかについて、保護者との確認を予め確実に行ってください。

(2) 対象期間

令和6年1月から3月まで

(3) 支給額

区分	支給額
小学校	月額2,400円 × 3か月 (最大7,200円)
中学校	月額2,800円 × 3か月 (最大8,400円)

※対象となった月数に、上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、令和6年2月までの2か月が対象

(4) 申請方法

すでに給付金給付申請書（対象期間：令和5年4月～12月分）を提出済の方は、給付金の期間延長に係る新たな申請書の提出は不要です。

提出書類	認定時点	申請期間
給付金給付申請書 (様式第3号)	1月1日	・令和6年1月22日までに、保護者は学校へ提出 学校は、証明後、1月31日までに、保健給食課へ提出
	各月2日 ～ 翌月1日	・翌月10日までに保護者は学校へ提出 学校は、証明後翌月15日までに、保健給食課へ提出 ・ただし、 <u>最終提出期限は3月11日までに学校へ提出</u> 学校は、証明後、直ちに保健給食課へ提出

※申請にあたって、通学する学校長の証明（所定の様式内）が必要になります。

※市に申請書が届いた後、1か月を目途に決定通知書を保護者へお送りする予定です。

(5) 請求方法

提出書類	対象期間	請求期間
給付金実績報告書 兼請求書 (様式第4-3号)	1月～3月分	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者は、3月11日までに学校へ提出 学校は、証明後、3月15日までに保健給食課へ提出</li><li>・ただし、3月11日までに出席せずに請求できなかった場合は、保護者は出席後直ちに学校へ請求することとし、学校は、証明後、3月21日までに保健給食課へ提出</li></ul>

※請求にあたって、通学する学校長の証明（所定の様式内）が必要になります。

(6) その他

- ・各申請書や請求書につきまして、各学校長の証明が必要になりますので、ご対応をお願いします。
- ・証明後、それぞれの書類を各学校取りまとめの上、保健給食課へご提出ください。

【 豊橋市教育委員会 保健給食課 TEL: 5 1 - 2 8 3 6 】